

未来投資戦略2018のPPP/PFI施策の進捗状況一覧

参考資料1

未来投資会議 構造改革徹底推進委会 「第4次産業革命」会合(PPP/PFI)(第5回) <2018.4.26>		未来投資戦略2018 <2018.6.15>		PPP/PFI推進アクションプラン (平成30年改訂版) <2018.6.15>		担当省庁	進捗状況(各府省からの申告) <11/5時点>
記載	記載内容	記載箇所	記載内容	記載	記載内容		
1. 公共施設等運営権制度での経験を活かした新分野への挑戦							
①	新たな木材需要の拡大や生産性向上等の取組を行う民間事業者が、行政財産である国有林野の一定の区域で、長期継続的・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるように、次期通常国会において国有林野の特例法の制定ないしは既存の法律の改正を行う。この制定・改正において民間事業者の権利として公共施設等運営権制度を活用することがより効果的で必要であれば、合わせてPFI法の改正も行う。	i)	1		林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せてPFI法についても所要の措置を講ずる。	農林水産省、内閣府(PPP/PFI推進室)	【農林水産省】 次期通常国会に向けて、関係府省と調整しつつ、鋭意法案の整備作業に取り組んでいるところ。 ・素材(丸太)生産業者及び木材需要者に対するアンケートを実施 ・年内に3回程度、林政審議会にて議論を予定 【内閣府(PPP/PFI推進室)】 農林水産省の法制化への検討に協力。
②	公共施設等運営権制度の整備を通じて得られた政府の経験を踏まえ、経済財政諮問会議での議論と連携して、内閣府において必要な体制を整備の上、国及び自治体における成果運動型民間委託方式を活用した案件の動向や課題に関する情報の集約と、関係府省へのモデル事業の組成の働きかけ、必要に応じたガイドライン等の作成や、関係府省への成果指標の標準化や契約条件などに関するガイドライン等の作成の働きかけを行う。	ii)	2		内閣府は、必要な体制を整備の上、国・地方公共団体における成果運動型民間委託契約方式を活用した案件の動向や課題に関する情報を集約するとともに、関係省庁に対してモデル事業の組成や評価指標の標準化、契約条件等に関する分野別のガイドライン等の策定を働きかけるほか、必要に応じた分野横断的なガイドライン等の策定を行う。	内閣府(政策統括官(経済社会システム担当))	内閣府では、平成31年度定員要求において、成果運動型民間委託契約方式を担当する職員の増員要求を行っているところ。今後は定員要求の結果を踏まえ、関係省庁と調整の上、必要な体制の整備を行う予定。 また、平成31年度概算要求において、自治体等における同方式の活用動向・課題の情報集約、関係府省への働きかけ、ガイドライン策定、シンポジウムの開催等、司令塔としての新たな取組を行うための予算要求を行っているところ。
2. 公共施設等運営権制度や成果運動型民間委託による改革を広めるためのインセンティブ改革の実施							
①	経済財政諮問会議での議論と連携して、北海道7空港における公共施設等運営権事業をモデルに、国の行う公共施設等運営権事業において、運営権対価を運営権ガイドラインの趣旨に沿って契約当初に支払われる一括払いで運営権者から国に支払われた場合、当該対価が国に将来入るはずであった収入を前払いさせる性質を持つことを考慮し、対価の一定部分の国側での活用は将来必要となる投資に複数年に渡って充てることとする。	i)	4		北海道7空港の公共施設等運営事業をモデルに、国の行う公共施設等運営権事業において運営権対価が契約当初に国に払われた場合には、対価の一定部分を公共施設等の管理者である国において将来必要となる投資に複数年にわたって活用する。	国土交通省、財務省	北海道における7空港のコンセッションについては、平成30年4月に募集要項等を公表し、選定手続きを行っているところであり、実施契約の締結後に国は運営権対価を受取る予定。 なお、決算において歳入が歳出を上回った場合には、決算剰余金として翌年度の歳入に繰り入れることにより、実質的に運営権対価を複数年度で活用できる仕組みとなっているところ。
②	国の行う成果運動型民間委託契約事業(これを目的とした補助制度等を含む)においては、これに記載する成果指標を測定する上で十分な契約期間を設定(複数年が必要な場合には複数年)して、民間事業者と契約を締結するよう努めると共に、複数年度契約の場合には、その裏付けとなる債務負担行為等の取得に努めるものとする。	ii)	4		国が成果運動型民間委託契約方式のモデル実証事業等を実施するため民間事業者と契約する場合には、評価指標を測定する上で十分な事業実施期間を設定する。事業実施期間が複数年に渡る場合には債務負担行為を活用して複数年契約を締結するよう努める。	法務省、厚生労働省、経済産業省	【厚生労働省】 本事業の実施期間については、対象となる事業の内容に応じ、評価指標を測定する上で必要な場合には、前年度に引き続き事業を行うことも可能としており、今年度も昨年度対象となった4つの事業が継続して実施されている。 なお、厚生労働省において行っている3年間のモデル事業は、国が実施する事業を民間に委託するものではなく、民間資金を活用して民間が主体的に実施する事業に対して補助を行うものである。
③	地方公共団体において先行的に取り組みされた成果運動型民間委託契約事業について、成果が確認された分野では、所管省庁として他の地方公共団体に確実に横展開させるための具体的な施策(ガイドラインの策定や評価指標の標準化を含む)を検討し、実施することとする。	ii)	5		先進的な地方公共団体が取り組んだ成果運動型民間委託契約事業により成果が確認された分野について、関係省庁は分野別ガイドラインの策定、評価指標の標準化、評価指標の性質上複数年契約が必要な場合の債務負担行為設定の周知等を行い、他の地方公共団体に確実に横展開する。	厚生労働省	平成31年度までのモデル事業の結果を踏まえ、ガイドラインの策定や評価指標の標準化等の対応を検討する。
④	地方公共団体において先行的に取り組みされた成果運動型民間委託契約事業について、成果が確認された分野では、地方制度の所管省庁として他の地方公共団体に確実に横展開させるための具体的な施策(成果指標を効果的に測定する上で複数年度契約を必要とする場合には債務負担行為の取得に努めることを促す通知の発出などを含む)を検討し、実施することとする。	ii)	5		※再掲 先進的な地方公共団体が取り組んだ成果運動型民間委託契約事業により成果が確認された分野について、関係省庁は分野別ガイドラインの策定、評価指標の標準化、評価指標の性質上複数年契約が必要な場合の債務負担行為設定の周知等を行い、他の地方公共団体に確実に横展開する。	総務省	事業を所管する関係府省が実施する取組を踏まえ、必要な協力をして参りたい。

未来投資会議 構造改革徹底推進委会 「第4次産業革命」会合 (PPP/PFI) (第5回) <2018.4.26>		未来投資戦略2018 <2018.6.15>		PPP/PFI推進アクションプラン (平成30年改訂版) <2018.6.15>		担当省庁	進捗状況 (各府省からの申告) <11/5時点>
記載	記載内容	記載箇所	記載内容	記載	記載内容		
⑤	地方交付税制度や国の補助制度について、改革のインセンティブを阻害する仕組みの排除や、改革を促進するためのインセンティブの組み込みを行うために、年末までに本会合で議論を行うと共に、関係府省に自らの所管する制度の点検と、提案を求めることとする。	i) 10	関係府省は、所管事業に関する国庫補助や地方交付税措置について、改革のインセンティブを阻害する仕組みの排除や、改革を促進するインセンティブを組み込む視点から点検等を行う。			内閣府 (PPP/PFI推進室)、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	<p>【内閣府 (PPP/PFI推進室)】 改正PFI法において創設したワンストップ窓口制度や水道事業等に係る地方債における補償金免除繰上償還等の活用を通じ、改革の促進に取り組む。また、本年2度行った運営権ガイドライン改正等により、公共施設等運営事業の推進の円滑化に向け必要な事項を整備しているところ。</p> <p>【総務省】 事業を所管する関係府省が実施する点検等について、地方財政制度を所管する立場として、連携をして参りたい。</p> <p>【文科省】 平成31年度予算において、更なる地方公共団体の文教施設に関するPPP/PFI事業の案件形成を支援するため、PPP/PFI事業導入検討に必要な経費を要求しているところ。また、スポーツ施設の広域連携・官民連携を推進するため、ガイドラインの策定や、地方公共団体の先進的な検討支援等に必要となる経費を要求しているところ。</p> <p>【厚生労働省】 水道事業においては、公共施設等運営権制度を活用している地方公共団体においても、国庫補助制度が活用できるよう措置済みである。また、先行してコンセッション方式の検討を進めている水道事業者等を支援できるよう平成31年度概算要求においても引き続き要求している。</p> <p>【国土交通省】 各局の補助事業 (交付金事業を含む) について、事業主体が公共施設等運営権者である場合と地方公共団体である場合とで、補助率や対象施設の取り扱いに違いがないことを確認した。また、地方公共団体が実施する先導的な官民連携事業に対して、導入可能性調査に対する補助を実施している。加えて、交付金事業の実施又は補助金の採択の際のPPP/PFIの一部要件化により、公共施設等運営事業を含むPPP/PFIを推進している。</p>
		ii) 3	意欲ある地方公共団体における成果運動型民間委託契約事業の案件組成に向けて、地方公共団体及び中間支援団体に対する具体的な支援策を検討し、実施するとともに、国庫補助や地方交付税措置の点検等を行う。			法務省、厚生労働省、経済産業省	<p>【法務省】 法務省においては、民間資金等を活用した成果運動型民間委託契約方式 (SIB) を再犯防止活動に導入することを検討しており、導入に向け、来年度、地方公共団体における案件組成に向けた支援策の策定等を含む事業内容を検討するための調査研究を実施することとしている (調査研究に要する経費については、平成31年度概算要求中)。</p> <p>【厚生労働省】 厚生労働省においては、現在でも医療費適正化や介護予防に取り組む自治体・保険者に対するインセンティブ交付金などを措置しており、本モデル事業の結果を踏まえて、さらに検討していく。</p> <p>【経済産業省】 経済産業省では、ヘルスケア分野での導入促進に向けた取組として、複数自治体の連携モデルや介護予防等の案件組成に向けた支援を実施。また、関連協議会やセミナー等を通じ、関係者への情報提供を行っている。</p>
3. 政府の改革推進力強化のための抜本的な人材活用改革の実施							
①	公共施設等運営権制度を所管する内閣府及び、自ら大規模な公共施設等運営権事業を実施する国交省航空局は、「参事官級以上 (参事官級以上の給与待遇を受ける責任ある職務を含む)」と「企業からの出向 (退職出向を含む) ではない専任人材」という条件を満たす公共施設等運営権に関連する専門性と豊富な経験を持つ民間人材を速やかに配置し、体制の強化を図る。なお、人材の活用を行うに当たっては、広く公募し、適材適所の選定を行う。	i) 8	公共施設等運営事業などPPP/PFI事業の更なる活用拡大に向けて推進体制を抜本的に強化する。司令塔である内閣府及び公共施設等運営事業を自ら実施する関係省庁においては、公共施設等運営事業に関連する専門的知識と豊富な経験を有する専任の民間人材を公募して責任ある立場で新たに登用する。			内閣府 (PPP/PFI推進室)、国土交通省	<p>【内閣府】 平成31年度の機構要求において、コンセッション及び社会的ファイナンスを担当する参事官級の職員について増員を要求。</p> <p>【国土交通省】 公共施設等運営事業に関連する専門的知識と豊富な経験を有する専任の民間人材を公募して責任ある立場で、平成31年度から登用する予定。</p>

未来投資会議 構造改革徹底推進委会 「第4次産業革命」会合 (PPP/PFI) (第5回) <2018.4.26>		未来投資戦略2018 <2018.6.15>		PPP/PFI推進アクションプラン (平成30年改訂版) <2018.6.15>		担当省庁	進捗状況(各府省からの申告) <11/5時点>
記載	記載内容	記載箇所	記載内容	記載	記載内容		
②	水道や国有林野での制度整備、成果運動型民間委託契約事業での議論の拡大に対応し、関係府省からの人材登用も拡大する(関係府省はそれに協力する)。	i)	8	また、内閣府は事業の関係省庁からの人材登用を拡大するとともに、制度の関係省庁からの人材を巻き込みながら必要な体制を整備する。		厚生労働省、農林水産省、内閣府(政策統括官(経済社会システム担当))	【内閣府】 平成31年度の機構要求において、コンセクション及び社会的ファイナンスを担当する参事官級の職員について増員を要求。 【厚生労働省】 内閣府からの体制整備の求めがあった場合、状況に応じて協力を検討する。 【農林水産省】 現在、次期通常国会に向けて省内の体制を強化しつつ、国有林野関連の所要の法律案の検討を進めているところ。なお、内閣府からの体制整備の求めがあった場合、状況に応じて協力を検討する。
		ii)	1	行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みである成果運動型民間委託契約方式の活用と普及を促進するため、内閣府は関係省庁からの人材登用を拡大するとともに、制度の関係省庁からの人材を巻き込みながら必要な体制を整備する。		内閣府(政策統括官(経済社会システム担当))、厚生労働省、経済産業省	内閣府では、平成31年度定員要求において、成果運動型民間委託契約方式を担当する職員の増員要求を行っているところ。今後は定員要求の結果を踏まえ、関係省庁と調整の上、必要な体制の整備を行う予定。
③	内閣府において、公共施設等運営権事業に対する助言や勧告などのスムーズな実施(権限行使の対象となる可能性のある関係府省からの出向者が関与する利益相反を防ぐため)や成果運動型民間委託契約事業の推進のために、②で示した体制を活用すると共に、制度官庁からの人材を巻き込んだ体制を構築する(制度官庁はそれに協力する)。	i)	8	※再掲 また、内閣府は事業の関係省庁からの人材登用を拡大するとともに、制度の関係省庁からの人材を巻き込みながら必要な体制を整備する。	P13 ②	総務省、財務省、内閣府(政策統括官(経済社会システム担当))	【内閣府】 平成31年度の機構要求において、コンセクション及び社会的ファイナンスを担当する参事官級の職員について増員を要求。 【総務省】 内閣府からの要請及び総務省として果たすべき役割を踏まえ、どのような対応が可能か検討して参りたい。 【財務省】 内閣府から具体的な要請があり次第、どのような対応が可能か検討していく
		ii)	1	※再掲 行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みである成果運動型民間委託契約方式の活用と普及を促進するため、内閣府は関係省庁からの人材登用を拡大するとともに、制度の関係省庁からの人材を巻き込みながら必要な体制を整備する。			内閣府(政策統括官(経済社会システム担当))、総務省、財務省
④	公共施設等運営権事業に関わる全ての関係府省では、民間からの職員を登用する場合には、職員登用や配置において、運営権者の選定やその関連業務の発注において利益相反が起こらないよう、徹底する。	i)	9	公共施設等運営権事業に関わる全ての関係府省では、民間からの職員を登用する場合には、職員登用や配置において、運営権者の選定やその関連業務の発注において利益相反が起こらないよう徹底する。		内閣府(PPP/PFI推進室)、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	民間からの登用者には人事院の研修やe-ラーニングを通じ、国家公務員法第100条(守秘義務)や国家公務員倫理規程の遵守を徹底させている。

未来投資会議 構造改革徹底推進会合 「第4次産業革命」会合 (PPP/PFI) (第5回) <2018.4.26>		未来投資戦略2018 <2018.6.15>		PPP/PFI推進アクションプラン (平成30年改訂版) <2018.6.15>		担当省庁	進捗状況 (各府省からの申告) <11/5時点>
記載	記載内容	記載箇所	記載内容	記載	記載内容		
4. 先行案件における課題の把握を通じた制度の絶え間ない改善の実施							
①	国管理空港においては、2016年10月20日の財政制度等審議会での空港の公共施設等運営事業に関する議論・提言や、昨年度の本会合における議論、これまでに取り組んだ案件での教訓や参画した企業の意見等を踏まえて、今後の公共施設等運営事業の目的の再整理や仕組みの改善点の取りまとめを今後の案件の実施方針公表までに行い、改善については速やかに実施する。取りまとめに当たっては、これまでの案件に関与していない有識者によって構成する委員会において検討し、参画企業へのヒアリングは国交省総合政策局が実施することとする。	i)	6	P18 ①	①空港 (略) なお、国管理空港のコンセッションにおけるこれまでの対応について外部有識者による検証を行い、検証結果を今後の案件に反映していく。	国土交通省	本年8月に外部の有識者で構成される委員会(空港コンセッション検証会議)を立ち上げ、9月に第2回を開催したところ。引き続き議論を重ね、広島空港の実施方針に反映させるため、年内にも検討結果をとりまとめる予定。 なお、同会議は5年ごと(第2回は3年後)を目途に実施する予定。
②	国管理空港においては、5年ごと(①を第1回とし、第2回のみは第1回の3年後)をめどに優先交渉権者の選定を終えた案件の、事業条件や運営権者選定手続き全般を振り返って妥当性の検証や反省点のとりまとめを行い、今後の案件の改善につなげる有識者委員会(委員会の構成と参画企業へのヒアリングは①と同様とする)を設置することとする。					国土交通省	本年8月に外部の有識者で構成される委員会(空港コンセッション検証会議)を立ち上げ、9月に第2回を開催したところ。引き続き議論を重ね、広島空港の実施方針に反映させるため、年内にも検討結果をとりまとめる予定。 なお、同会議は5年ごと(第2回は3年ごと)を目途に実施する予定。
③	公共施設等運営権事業において赤字(営業活動によるキャッシュフローにおける赤字)が一定期間継続した場合の契約解除の方法について、関係府省の意見と代表企業経験を有する民間事業者の意見等も踏まえて、内閣府はガイドラインを策定する。			*	※アクションプランH29改訂版からの継続(H29改訂版 別紙P2②-1) ・関係府省は、赤字(営業活動によるキャッシュフローにおける赤字)が一定期間継続した場合の契約解除の方法について、海外事例の調査等を踏まえて考え方をまとめて今年7月末までに内閣府に報告する。 ・これと民間事業者の意見等も踏まえて、内閣府はガイドラインを策定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)	必要に応じ、運営権ガイドラインを改正する方向で関係各省と調整中。
④	上下水道分野の公共施設等運営権事業においては、物価変動リスクを全て運営権者に転嫁するのは非現実的であり、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みが必要である。年内をめどに関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を規定し、関連する自らのマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。内閣府では、これを受けてガイドラインを策定する。	*	※戦略2017からの継続(戦略2017 iii)2) 上下水道事業においては、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みとするため、本年内を目途に関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を明らかにし、関連するマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。これを踏まえ、内閣府においてガイドラインを策定する。	*	※アクションプランH29改訂版からの継続(H29改訂版 別紙P2③) 関係府省(厚生労働省・生活衛生局、国交省下水道部)は、本年内を目途に物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を明らかにし、関連するマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。これを踏まえ、内閣府においてガイドラインを策定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)、厚生労働省、国土交通省	【内閣府】 必要に応じ、運営権ガイドラインを改正する方向で関係各省と調整中。 【厚生労働省】 水道法の一部を改正する法律案については、平成30年3月9日に国会へ再提出し、7月5日に衆議院で可決、同日参議院へ送付し、現在、継続審議となっている。引き続き、早期成立に向けて取り組んでいく。物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式について検討し、改正法の成立後、関連するマニュアル等に規定していく。 【国土交通省】 物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式については、下水道コンセッションガイドライン改正に向けた検討会において議論しているところであり、今年中にガイドラインの素案を公表し、パブリックコメントを経て、今年度中にガイドラインを改正する予定。
⑤	優先交渉権者の選定を二段階で行う公共施設等運営権事業において、第一段階の審査において設定すべき資格基準や定量的評価基準、失格基準などの審査のあり方を考えるために、案件経験の豊富な国交省航空局において海外事例の調査やこれまでの経験からの示唆の整理を行い、結果を内閣府に報告する。内閣府においては、調査結果に加え、民間事業者やこれまでに取り組んだ事業のある関係府省の意見を整理し、これを踏まえてガイドラインを策定する。	i)	11			内閣府 (PPP/PFI推進室)、国土交通省、文部科学省、法務省	【内閣府】 必要に応じ、運営権ガイドラインを改正する方向で関係各省と調整中。 【国土交通省】 空港については、これまでの国管理空港に係るコンセッション事業における審査のあり方について応募企業から意見を聴くとともに、諸外国における空港コンセッションの審査基準と審査のあり方、情報開示の方法等について調査、整理を行っているところ。

未来投資会議 構造改革徹底推進委会 「第4次産業革命」会合 (PPP/PFI) (第5回) <2018.4.26>		未来投資戦略2018 <2018.6.15>		PPP/PFI推進アクションプラン (平成30年改訂版) <2018.6.15>		担当省庁	進捗状況 (各府省からの申告) <11/5時点>
記載	記載内容	記載箇所	記載内容	記載	記載内容		
⑥	優先交渉権者の選定を二段階で行う公共施設等運営権事業において、第一段階の審査結果が出てから、第二段階の審査結果が出るまでの間の情報開示の方法について、民間事業者やこれまでに取り組んだ事業のある関係府省の意見を整理し、これも踏まえて内閣府においてガイドラインを策定する。	i) 11	※再掲 関係省庁は、優先交渉権者の選定を二段階で行う場合における第一段階の審査基準と審査の在り方、第二段階の審査結果が出るまでの情報開示の方法等について内外の事例を基に調査、整理する。その結果と民間事業者の意見を踏まえ、内閣府はガイドラインを策定する。			内閣府 (PPP/PFI推進室)、国土交通省、文部科学省、法務省	【内閣府】 必要に応じ、運営権ガイドラインを改正する方向で関係各省と調整中。 【国土交通省】 空港のほか、愛知県有料道路の公共施設等運営事業の優先交渉権者の選定において、二段階選定を行っており、第一段階の審査内容・基準等、第二段階の審査結果が出るまでの情報開示の方法について調査、整理を行った。
⑦	北海道における7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港)での公共施設等運営権の活用において、前例のない数の空港を国や地方公共団体から運営権者に、安全性を損ねないように引き継ぐことになる。これを円滑に進めるためにPFI法に基づく国家公務員及び地方公務員の派遣を応募者が希望する場合には、国交省航空局は、応募者が必要と考える初期段階の引継期間を与条件なく提案させると共に、意向確認のヒアリングを行い、その結果を内閣府に報告する。その提案と現行のガイドラインの規定に矛盾が生じる場合には、内閣府において、運営権ガイドライン見直しの必要の可否について検討し、応募者の要望が正当である場合にはこれを踏まえて改定するものとする。	i) 5	北海道7空港の公共施設等運営事業において、前例のない数の空港を複数の管理者から安全かつ円滑に引き継ぐため、応募者がPFI法に基づく公務員派遣を希望する場合には、関係省庁は与条件なく希望する派遣期間の長さを意向確認する。その結果を踏まえて、内閣府は派遣期間の在り方について検討し、必要な場合はガイドラインを改定する。			国土交通省、内閣府 (PPP/PFI推進室)	【内閣府】 必要に応じ、運営権ガイドラインを改正する方向で関係各省と調整中。 【国土交通省】 第一次審査を通過した応募者との競争的対話等のプロセスにおいて、応募者の意向確認を実施しているところ。
⑧	混合型の公共施設等運営権事業を行う場合で、その事業に国庫補助が行われる場合の「契約額の妥当性」、「施設の仕様の妥当性」、「契約手続きの合規性」が確保されていることを確認するために必要な仕組みを関係府省において整理し、地方公共団体に対して周知する。合わせて関係府省は、自ら(関係府省と関係する団体も含む)で有する標準仕様書や設計指針等において運営権者が行う創意工夫の取組を積極的に取り込むよう、今後の各分野の先行案件の取り組みに合わせて、改定を行う(関係する団体に対しては関係府省が改定を働きかける)こととする。	i) 12	関係省庁は、混合型の公共施設等運営事業に国庫補助等が行われる場合の契約の妥当性、契約手続きの合規性を担保するために必要な仕組みを整理し、関係地方公共団体に周知する。また、今後の各分野での先行案件の取組を踏まえて、標準仕様書、設計指針等について、運営権者の創意工夫が反映できるよう改定を行う。			国土交通省、厚生労働省	【国土交通省】 [空港] 混合型の公共施設等運営事業に国庫補助等が行われる場合の契約の妥当性、契約手続きの合規性を担保するために必要な仕組みについては、具体的事例や他分野における動向等も踏まえて検討しているところ。 また、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場を可能とする仕組みの導入に関して、国において関連規程を改正するなど、運営権者の創意工夫が反映できるよう対応しているところ。 [下水道] <契約額の妥当性等の確認> ・浜松市の事例における「契約額の妥当性」「施設の仕様の妥当性」等の整理につき、検証を行っているところであり、浜松市の事例について、今後、コンセッションの導入が見込まれる関係地方公共団体等に対し、周知する予定。 <標準仕様書等の改定> ・浜松市における創意工夫の取組事例について把握に努めているところであり、今後、事例の蓄積を踏まえ、必要に応じ、技術評価を行いつつ、設計指針等への反映を検討する予定。 【厚生労働省】 [水道] 契約額の妥当性等の確認及び標準仕様書等の改定については、水道分野では先行案件がないため、他分野の先行案件における取組事例の把握に努め、今後、コンセッションの導入が見込まれる関係地方公共団体等に対し、必要に応じ周知していく。
⑨	成長戦略の策定を通じた、公共施設等運営権制度の絶え間ない改善のために、公共施設等運営権事業に参画した国内外の企業や関係する有識者等の意見交換や海外の先進事例の収集を随時行い、必要な改善点の取りまとめを行う。	i) 16	公共施設等運営権制度の絶え間ない改善のために、事業に参画した国内外の企業や有識者との意見交換、海外の先進事例の収集等を実施して必要な改善点を取りまとめる。			内閣官房(日本経済再生総合事務局)	【内閣官房(日本経済再生総合事務局)】 平成28年4月以降に優先交渉権者の選定を完了した国内のコンセッション案件へ入札実績のある民間事業者のうち、①代表企業及び②海外でのコンセッションの受注実績のある企業(国内に法人等を設置している企業)を対象にアンケートを実施(期間:7月下旬~8月下旬)。 【内閣府(PPP/PFI推進室)】 先日英・仏にて行った海外でのヒアリングのみならず、国内事業者等へのヒアリングや事例の横展開などを通じ、公共施設等運営権事業をより導入しやすいような環境づくりに努める所存。

未来投資会議 構造改革徹底推進会合 「第4次産業革命」会合 (PPP/PFI) (第5回) <2018.4.26>		未来投資戦略2018 <2018.6.15>		PPP/PFI推進アクションプラン (平成30年改訂版) <2018.6.15>		担当省庁	進捗状況 (各府省からの申告) <11/5時点>
記載	記載内容	記載箇所	記載内容	記載	記載内容		
5. 「未来投資戦略2017」記載施策の更なる推進 <成長対応分野群で取り組むべき施策>							
①	安全性に配慮することを前提に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について、運営権者の対応に合わせて検討する。	i)	1	※戦略2017からの継続(戦略2017 i)1) 安全性に配慮することを前提に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について、運営権者の対応に合わせて検討する。		国土交通省	国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場を可能とする仕組みの導入に関しては、平成30年5月30日に国において関連規程を改正したことにより、運営権者(仙台空港)による対応が可能となっている。現在、運営権者による計画内容の具体化が進められているところ。 このほか保安区域への厨房機器等の持込み等については現行制度で対応可能である旨、運営権者(仙台空港)に伝達済みであり、運営権者において計画内容の具体化を進めているところ。
②	国と運営権者の中で区分所有されているCIQ施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすることを運営権者の対応に合わせて検討する。	i)	2	※戦略2017からの継続(戦略2017 i)2) 国と運営権者の中で区分所有されているCIQ施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすることを運営権者の対応に合わせて検討する。		国土交通省	運営権者(仙台空港)の要望を踏まえつつ、関係省庁とも連携しながら検討を進めているところ。(運営権者において計画内容の具体化を進めているところ)
③	北海道における7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港)での公共施設等運営権の活用については、広域的な観光周遊ルート形成などの観光戦略の観点から、「未来投資戦略2017」に記載した5原則に基づいて具体化・推進し、2018年3月に出された実施方針に基づいて、競争環境を作った上で、平成31(2019)年までの運営権者選定を図る。	i)	2	北海道7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港)の公共施設等運営事業について、アクションプランに掲げられた5原則に従い、本年3月に公表した実施方針に基づき、競争環境を確保した上で来年度までに運営権者選定を図る。	P18・19 ①	国土交通省	①空港 北海道における7空港でのコンセッションの導入については、以下の5原則に基づいて具体化・推進し、イコールフットイングの確保や特定地方管理運営者制度の活用のために必要な事項の検討などの必要な施策も実施した上で運営権者選定を図る。(平成31年度末まで) I. 4管理者が、7空港一体という枠組みに変更がないということを共有する。そして成功に向けて一致団結して責任を共有する。 II. 4管理者は、一心同体のプロジェクトチームとして共同で公平な入札を行い、競争の中で成長力も含めた7空港全体の能力強化に貢献する運営権者を選定する。 III. 運営権者の提案や要求水準を遵守しない事態が続いた場合には、4管理者全ての契約解除を念頭に対処できる包括的な仕組みをつくる。 IV. 赤字の空港による赤字補てんという形ではなく、民間の経営力と統合効果による自治体管理空港の成長を目指す。 V. 原則としては、選ぶ側と選ばれる側の立場の混同につながる管理者による出資は行わない
④	(公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため。)指定管理者でない運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であっても使用を許可することが可能となるよう、PFI法を改正する。	※		※戦略2017からの継続(戦略2017 i)4) 指定管理者でない公共施設等運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であっても使用を許可することが可能となるよう、PFI法について、次期通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。		内閣府 (PPP/PFI推進室)	本年10月1日に施行した改正PFI法において対応済。

未来投資会議 構造改革徹底推進会合 「第4次産業革命」会合 (PPP/PFI) (第5回) <2018.4.26>		未来投資戦略2018 <2018.6.15>		PPP/PFI推進アクションプラン (平成30年改訂版) <2018.6.15>		担当省庁	進捗状況 (各府省からの申告) <11/5時点>
記載	記載内容	記載箇所	記載内容	記載	記載内容		
⑤	クルーズ船旅客ターミナルについて、公共施設等運営権方式が活用されるよう、福岡市ウォーターフロント再開発・公共施設等運営権案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。			P24 ⑦	福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。 (平成31年度まで)	国土交通省	先行事例である福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件について、現在、福岡市が以下について検討中。 ○官民が連携した都市開発の「新しいビジネスモデル」の構築 →クルーズ、MICEから背後地の民間施設まで、エリア一帯の複合施設を民間事業者がトータルマネジメントできるような事業スキームの構築 ○民間の創意工夫を活かせる仕組みづくり →行政課題を解決しつつ、民間による効果的な誘致活動ができるよう、福岡市が策定する岸壁予約決定方針等をもとに、運営権者が予約の受付・調整を行う仕組みを検討中。 ○クルーズターミナルについて →大型クルーズ船の2隻同時着岸に対応するため、既存のクルーズターミナルに加え、①既存の国際定期ターミナルの改修または、②新設の2案で検討中。 →上記2案の整備にあたっては、PFI方式(RO方式またはBTO方式)または、運営権者による整備を検討。 <運営権者決定までのスケジュール(予定)> 平成31年度末頃：公募開始(その後、事業者選定・決定) ※MICE施設の運営権者については、第2期展示場の供用開始等にあわせて別途選定
<成熟対応分野群で取り組むべき施策>							
⑥	地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、一定の期間を設け、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を通じ当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、補償金の免除により特例的に支援するため、PFI法を改正する。	※	※戦略2017からの継続(戦略2017 ii)1) 地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、一定の期間を設け、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を通じ当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、補償金の免除・軽減により特例的に支援するため、PFI法について、来年度から適用されるよう必要な措置を講ずる。	P19 ②	②水道 平成30年3月に国会に提出された水道法の一部を改正する法律案や、平成30年2月に国会に提出されたPFI法の一部を改正する法律案で規定する上下水道事業に係る債務を地方公共団体が運営権対価で繰上償還する際の補償金の免除措置を通じて、制度の改善やインセンティブ設計を行っており、合わせて、既に検討に着手している案件について、事業開始まで切れ目ない支援を行うことにより、コンセッション事業の着実な導入促進を図る。	内閣府 (PPP/PFI推進室)	本年8月1日に施行した改正PFI法において対応済。
⑦	平成30年通常国会における水道法改正が成立した場合の、公共施設等運営権方式に関する事項で政省令等に委任されている部分や、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提とした料金原価の算定方法等に関する事項について、関連する地方公共団体や民間企業、専門家の意見等を踏まえながら、必要な措置を講ずる。	※	※戦略2017からの継続(戦略2017 ii)2) 水道法の一部を改正する法律案の成立後、改正後の水道法に基づき、省令等に委任されているものや、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提とした料金原価の算定方法等に関する事項について、関連する地方公共団体や民間企業、専門家の意見等を踏まえながら、必要な措置を講ずる。			厚生労働省	水道法の一部を改正する法律案については、平成30年3月9日に国会へ再提出し、7月5日に衆議院で可決、同日参議院へ送付し、現在、継続審議となっている。引き続き、早期成立に向けて取り組んでいく。
⑧	水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。	※	※戦略2017からの継続(戦略2017 ii)3) 水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入について、平成28年度補正予算の執行状況等も動向しつつ検討する。			厚生労働省	先行してコンセッション方式の検討を進めている水道事業者等を支援できるよう平成31年度概算要求においても引き続き要求している。

未来投資会議 構造改革徹底推進委会 「第4次産業革命」会合 (PPP/PFI) (第5回) 〈2018.4.26〉		未来投資戦略2018 〈2018.6.15〉		PPP/PFI推進アクションプラン (平成30年改訂版) 〈2018.6.15〉		担当省庁	進捗状況 (各府省からの申告) 〈11/5時点〉
記載	記載内容	記載箇所	記載内容	記載	記載内容		
＜分野共通で取り組むべき施策＞							
⑨	政府の公共施設等運営権に関する取り組みを広く世界に周知するために、内閣府及び国交省総合政策局は、制度や個別事業の取り組みについて、国内外の主要都市において、事業者や投資家向けの説明会を開催する。合わせて、公共施設等運営権制度に対するその他の関係者の理解を広げるための施策を、民間企業のノウハウも活用して考え、これに取り組むこととする。	i) 17	我が国の公共施設等運営権方式に関する制度や個別事業について、国内外の主要都市において、事業者や投資家向けの説明会を開催する。さらに、広く一般を対象に公共施設等運営権制度への理解を深めるための方策を、民間企業のノウハウも活用して検討し、実施する。			内閣府 (PPP/PFI推進室)、国土交通省、全ての関係府省	<p>【内閣府】 7月より札幌・仙台・宇都宮・さいたま・東京・名古屋・和歌山・広島にて実施した改正PFI法の説明の場において、運営権ガイドラインをはじめとした公共施設等運営権方式について併せて説明を行ったほか、10月8日に開催されたパリインフラウィーク等の海外での事業者や投資家向けの説明会を実施。</p> <p>【総務省】 公営企業の経営改革について、公共施設等運営権方式の導入も含め先進・優良事例をとりまとめた事例集を作成しており、公営企業管理者や財政担当者などを対象とした各種会議、講演等の機会を通じて、地方公共団体に対して周知を行っている。 引き続き、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の機会を捉え、公共施設等運営権方式について地方公共団体に対して周知を行って参りたい。</p> <p>【国土交通省】 【航空局】 9月にはシンガポールで開催された Global Airport Development (GAD)、10月にはフランス・パリで開催された Paris INFRAWEEK 2018に参加して事業者や海外投資家向けに、我が国における空港コンセッションについて説明したところ。 また、国内においても、国管理空港や地方管理空港の所在自治体や経済界等の関係者に、空港コンセッションについて、丁寧に説明を行いながら理解を深めるよう努めているところ。</p> <p>【総政局】 2018年2月16日に東京にて産官学金を対象とした「コンセッション事業推進セミナー」を開催し、空港・有料道路・下水道・MICE等のコンセッション事業の最新の取組を紹介した。2018年度においても2019年1月頃に同様のセミナーの開催を予定している。</p>
①	北海道における7空港での公共施設等運営権事業において明らかとなった国庫補助及び地方交付税上のイコールフットイングに関する措置については、関係府省において速やかに整理し、他の地方公共団体に周知することとする。	i) 3	北海道7空港の公共施設等運営権事業において明らかとなった国庫補助及び地方交付税上のイコールフットイングに関する措置について、関係省庁は速やかに整理し、地公共団体に周知する。			国土交通省	空港にかかる国庫補助及び地方交付税上のイコールフットイングに関する措置について、各地方公共団体へ周知文書を発出するため関係省庁と調整を行っているところ。
②	本年秋までに、金融庁は公共施設等運営権を投資法人が保有した場合の税制のあり方を検討するために、PPP/PFIに先進的に取り組む諸外国において公共施設等運営権に類似する権利を保有する主体への法人税等の非課税措置の事例を整理し、我が国への示唆を整理する。内閣府は、この整理を踏まえて、公共施設等運営権の取得に動いている民間事業者のニーズを年内に確認する。	i) 13	関係省庁は、PPP/PFIに先進的に取り組む諸外国での公共施設等運営権に類する権利を保有する主体への法人税等の非課税措置の事例を調査し、我が国への示唆を整理する。内閣府はその整理も踏まえ、公共施設等運営権の取得意向を持つ民間事業者のニーズを年内に確認する。			金融庁、内閣府 (PPP/PFI推進室)	金融庁の報告を踏まえ、必要に応じ民間事業者へのヒアリング等を行う。
③	内閣府は、公共施設等運営権制度が作られて以降、関係府省において作られた公共施設等運営権に関連する法令、通達、ガイドライン等(日本再興戦略や未来投資戦略の関連部分の抜粋を含む)を、内閣府のHPにおいて一覧で見られるように掲示する。	i) 15	公共施設等運営権制度の創設以降に制定等された関連法律、政令、閣議決定、内閣府及び関係省庁で整備された府省令、規則、ガイドライン等を、容易に一覧できる形で内閣府のHPに掲載し、情報提供を充実する。			内閣府 (PPP/PFI推進室)	関係府省から関連法律等の整備状況について報告を受け、内閣府においてHPへの掲載を準備中。
④	内閣府が公共施設等運営権事業に対して報告要求、助言、勧告を行う場合には、基本方針及び運営権ガイドラインに基づいて行うものとする。		今国会で改正されたPFI法に基づき内閣府が公共施設等運営権事業に関し必要に応じて行う報告要求、助言、勧告については、基本方針及びガイドラインに基づいて適切に行う。また、地方公共団体や民間事業者が求める確認や助言については、内閣府における相談窓口を明確化するとともに、相談内容等に関する情報管理の仕組みを適切に構築する。		平成30年2月に国会に提出されたPFI法の一部を改正する法律案が成立した場合には、同法律案で規定するワンストップ窓口や、地方公共団体等の求めに応じた助言機能等が円滑に運用されるよう速やかに体制を整え、効果的な助言等を実施する。(平成30年度から)	内閣府 (PPP/PFI推進室)	改正PFI法の施行に併せ、基本方針及び運営権ガイドラインの改正を実施。今後、これらに基づき効果的に助言等を実施するよう努める。
⑤	内閣府へ地方公共団体や民間事業者が確認や助言を求める際の、内閣府における相談窓口を明確化すると共に、当該相談に関する内閣府内の情報管理の仕組みを構築するものとする。	i) 14					本年10月1日から導入された、地方公共団体等からの求めに応じた助言について、ワンストップ窓口制度と併せて制度が活用されるよう周知を図る。

未来投資会議 構造改革徹底推進会合 「第4次産業革命」会合 (PPP/PFI) (第5回) <2018.4.26>		未来投資戦略2018 <2018.6.15>		PPP/PFI推進アクションプラン (平成30年改訂版) <2018.6.15>		担当省庁	進捗状況 (各府省からの申告) <11/5時点>
記載	記載内容	記載箇所	記載内容	記載	記載内容		
6. 重点分野のフォローアップと新たな分野の指定							
①	下水道分野については、6件の数値目標の達成を認める。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという後戻りしない手続きまで到達している案件は2件に過ぎないため、引き続き重点分野とし、6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を2019年度末までとする。	リード文 PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改訂版) (平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定。以下この節において「アクションプラン」という。)の従来からのコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設に加え、新たに重点分野とされた公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を強化する。	P21 ③	③下水道 平成26年度から平成29年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業開始1件、実施方針策定1件のほか、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の4件を合わせて6件を達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は2件であるため、引き続き重点分野とし、6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を平成31年度末までとする。	国土交通省	・浜松市が平成30年4月に業務を開始した。高知県須崎市において、平成30年2月に実施方針、8月に募集要項を公表し、導入に向けた手続きが進められているところ。 ・また、奈良市・三浦市・宇部市・村田町に加え、宮城県においてデュージェンズを実施するなど、コンセッション事業の具体化に取り組んでいる。 ・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」等において、コンセッション事業等に関する知見やノウハウを共有し、地方公共団体によるコンセッション事業等の活用を推進している。	
②	公営水力発電分野を新たな重点分野として設定し、数値目標を3件とする。達成期限は2020年度末までとする。		P25 ⑨	⑨公営水力発電 次に掲げる措置等により、平成30年度から平成32年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。 ・コンセッション方式によるPFI事業の導入を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業を計上し、地方公共団体における検討、移行を支援する。	経済産業省	鳥取県が先行してコンセッション事業の検討を行っているところ、さらなる案件の形成に向け公営水力発電所を有する地方自治体の講習会で、コンセッション方式によるPFI事業について説明を行うとともにコンセッション事業を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業について周知。コンセッション事業導入時のメリットなどを紹介することで、地方公共団体のコンセッション事業への移行、検討の促進に取り組んでいるところ。	
③	工業用水道分野を新たな重点分野として設定し、数値目標を3件とする。達成期限は2020年度末までとする。		P25 ⑩	⑩工業用水道 次に掲げる措置等により、平成30年度から平成32年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。 ・コンセッション方式の案件形成に向けた導入可能性調査やデュージェンズ等を実施する。	経済産業省	・平成30年度については、資産評価(デュージェンズ)を3自治体(熊本県、鳥取県、三豊市)において開始したところ。更に、コンセッション事業の具体的な案件形成が進展するよう、平成29年度に引き続き、複数の自治体において導入可能性調査を実施中。 ・また、「水道分野における官民連携推進協議会」等の場を活用し、他分野のコンセッション導入事例の紹介等を通じてコンセッション方式に関する知見やノウハウを地方公共団体に共有することでコンセッション方式導入の検討を支援している。	
			P17 ①	①空港 平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。一方で、平成29年度以降も案件が継続していることから、重点分野に引き続き指定する。空港運営の自由度を高め、既存ストックを活用した新規需要の開拓や交流人口の拡大による地域活性化に資するため、次に掲げる措置等により、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。	国土交通省	・国管理空港の第1号案件である仙台空港においては、平成28年7月より東急前田豊通グループが設立した仙台国際空港株式会社が空港運営事業を開始し、高松空港においても、平成30年4月より三菱地所・大成建設・パシコグループが設立した高松空港株式会社が空港運営事業を開始している。 また、福岡空港においては、平成30年5月に優先交渉権者を選定し、平成31年4月からの事業開始を予定している。 その他の国管理空港についても、熊本空港においては、平成32年度からの運営開始に向けて平成30年3月に募集要項等を公表し、北海道7空港(うち3空港は地方管理空港)においても、募集要項等を公表するとともに、広島空港においても運営委託に向けた手続きを開始している。 地方管理空港についても、神戸空港において、平成30年4月から運営開始したほか、静岡空港等においても、平成31年度からの運営開始に向けて手続きを行っている。 今後も、アクションプランに掲げられた措置等により空港コンセッションの導入を促進していく予定。	
		P19 ②	②水道 次に掲げる措置等により、平成26年度から平成30年度までを集中強化期間として、6件の具体化を目標とする。	厚生労働省	・地方公共団体におけるコンセッション方式の検討状況については、これまでに6つの地方自治体において、資産評価(デュージェンズ)又は同等の検討が終了した。 ・また、「水道分野における官民連携推進協議会」等において、事例の紹介などを実施し、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進していく。		

未来投資会議 構造改革徹底推進会合 「第4次産業革命」会合 (PPP/PFI) (第5回) <2018.4.26>		未来投資戦略2018 <2018.6.15>		PPP/PFI推進アクションプラン (平成30年改訂版) <2018.6.15>		担当省庁	進捗状況 (各府省からの申告) <11/5時点>
記載	記載内容	記載箇所	記載内容	記載	記載内容		
		リード文	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改訂版) (平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定。以下この節において「アクションプラン」という。)の従来からのコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設に加え、新たに重点分野とされた公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を強化する。	P22 ④	④道路 平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。一方で、特区制度を活用して実施していることから、今後の全国展開の可能性を継続検討し、案件を掘り起こす必要があるために、重点分野に引き続き指定し次に掲げる措置等を講ずる。	国土交通省	愛知県道路公社の先行事例については、ブロックプラットフォームや関係者会議において、情報提供を実施してきており、また、愛知道路コンセッション株式会社においても、自らの取組についてセミナー等で情報発信をしていると承知。ただ、これまでのところ、愛知県以外からは具体的な提案は出てきていない。なお、千葉県において、平成29年度の調査結果を踏まえ、今年度も検討を継続している。また、現在富山県で先導的官民連携支援事業により調査中。(平成30年度)
				P23 ⑤	⑤文教施設 次に掲げる措置等により、平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	文部科学省	・平成28年度にまとめた有識者会議の報告書を踏まえ、具体的な案件形成が進むよう、平成29年度から、先導的に事業の検討を行う地方公共団体に対する支援事業を実施するとともに、平成30年3月末に実務的な手引きを作成し、地方公共団体に周知。 ・地域プラットフォーム等を活用して、地方公共団体に報告書や手引きの内容を周知し、働きかけを実施。 ・現時点で事業契約済が1件、募集要項等の公表が1件、実施方針(案)の公表が1件となっており、平成30年度までのコンセッション事業の目標である3件の具体化を達成。
				P23 ⑥	⑥公営住宅 次に掲げる措置等により、平成28年度から平成30年度までを集中強化期間として、6件のコンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化を目標とする。	国土交通省	・予算措置等の内容については下記のとおり - 地方公共団体におけるPPP/PFI導入を支援する事業(基本構想検討に対する支援)を実施。 - 社会資本整備総合交付金において、「PPP/PFI等の事業手法による民間投資の誘発を促進する事業」を重点配分対象化。 - 地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、H28年度より、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化。さらに、H29年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化。 ・平成30年度までに6件の案件形成の目標に対し、現時点で8件(神戸市、池田市、岡山市、東京都、大阪府、愛知県、京都市、埼玉県)が事業契約済。 ・そのほか、現在2件(神戸市、愛知県)が事業者募集を開始したところ。
				P24 ⑦	⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設 次に掲げる措置等により、平成29年度から平成31年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	国土交通省	クルーズ船向け旅客ターミナル施設を所有する港湾管理者に対し、ターミナルの運営方法について情報収集を行い、コンセッション方式について説明予定。
				P24 ⑧	⑧MICE施設 次に掲げる措置等により、平成29年度から平成31年度までを集中強化期間として、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	国土交通省	・平成31年度までの目標6件に対し、横浜、愛知においてコンセッション方式が採用され、福岡においても具体化に向けて進捗中。また、札幌市・名古屋においても導入可能性調査を実施中。(平成30年10月1日現在)。 ・目標達成に向け、個別の自治体に直接働き掛けを行うとともに、主要12都市が参加する「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部(H30年11月実施予定)」や「ブロックプラットフォーム(H31年1月実施予定)」の場を活用し、コンセッション方式導入のメリットや先行事例等について共有予定。また、観光庁HPIにてコンセッション方式導入に関する情報を掲載した。 ・コンセッション方式導入も視野に入れて検討している自治体については、同方式の導入に向けた働き掛けを行っているところ。 ・また、検討の加速化に向け、基本構想策定前のコンセッション方式導入における解決すべき課題等を調査する事業を平成31年度予算として要求中。
		i) 7	下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。	P9 ⑧	下水道事業について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、これらの取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。特に、公営企業会計の適用については、年内に新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の地方公共団体における取組を一層促進する。(平成30年度から)	総務省	人口3万人未満の団体における取組を一層促進するため、新たなロードマップを年内に策定する予定としている。